

福岡都市計画地区計画の決定（大野城市決定）

都市計画アップルタウンつつじヶ丘地区地区計画を次のように決定する。

名 称		アップルタウンつつじヶ丘地区地区計画			
位 置		大野城市つつじヶ丘一丁目			
面 積		約 0.9 ha			
地区計画の目標		<p>当地区は大野城市の南部に位置し、交通の利便性が良く低層住宅地と緑ゆたかな山なみ等に囲まれた地区であり、民間企業の宅地開発事業により良好な住環境を形成する低層戸建住宅市街地として計画されている。</p> <p>本地区計画は、住宅地としての良好な環境を形成するとともに、人と自然とのふれあいを大切にした質の高い環境創造型の街づくりをおこなうことを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、周辺地域との調和を図りつつ、低層住宅地として秩序ある土地利用を目指す。			
	地区施設の整備の方針	当地区は、宅地開発による安全かつ快適な道路、公園等を整備し、緑あふれる高品質な住環境の創出を目指しており、これらの機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅市街地としての良好な環境を形成し、保全する。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名 称	幅 員	延 長	
		道 路	区画道路	6.0m	約300m
		緑 地	約623m ²		
		調整池	約85m ²		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 兼用住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 公衆浴場</p>		
		建築物の敷地面積の最低限度	200m ²		
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さより変更してはならない。ただし、整地、造園、車庫の設置等のための必要最低限度の変更はこの限りではない。</p> <p>2 建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け周囲と調和した落ち着いた色とする。</p> <p>3 屋外広告物、看板等は掲出してはならない。ただし、本地区計画区域内の不動産分譲のための広告物で一時的なものについてはこの限りではない。</p>		
		かき又はさくの構造の制限	<p>1 道路及び緑地に面するかき又はさくは、生垣又はフェンス等の開放性を妨げないものとする。</p> <p>2 かき又はさくの高さは、地盤面の高さから1.8mを超えてはならない。ただし、生垣の場合はこの限りではない。</p>		

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。」

理 由
別紙のとおり